第19号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月22日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

幼児等の入院療養の疾病又は負傷について,被保険者等負担額に相当する額を全額 助成するため,この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例(昭和48年芦屋市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 幼児等保護者 幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、入院療養である場合にあつては被保険者等負担額に相当する額とし、入院以外の療養である場合にあつては被保険者等負担額に相当する額から保険医療機関等ごとに1日につき800円(低所得者である場合は、600円)を一部負担金として控除(同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。) した額

附則

(施行期日)

(経過措置)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る 医療費の助成については、なお従前の例による。

参照

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

幼児等の入院療養の疾病又は負傷について,被保険者等負担額に相当する額を全額助成するため,この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

幼児等(3歳誕生月の翌月から小学校3年生まで)が入院した場合の被保険者等 負担額に相当する額を全額助成する。

※ 現行は、被保険者等負担額に相当する額のうち、医療費の1割に相当する額(連続して3月を超えて入院した場合は、当該3月を超える期間に係るものを除く。)を控除した額を助成している。ただし、控除額は、同一の月に同一の病院に入院した場合は、3、200円(低所得者である場合は、2、400円)を限度としている。

3 施行期日等

- (1) 平成23年7月1日
- (2) 施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。